

令和 4 年度における条例の目的を達成するための施策について

1 概 要

本市では、「大垣市公契約条例」の基本理念である公正性、透明性及び競争性の確保と公契約の適正な履行、地域経済の健全な発展を図るとともに、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年 4 月施行）」及び「発注関係事務の運用に関する指針（平成 27 年 4 月本格実施）」を踏まえ、中長期的な人材確保及び建設業界離れの防止につなげるため、令和 4 年度において、入札制度の見直しや法定福利費の適切な支払いのための取組を行っています。

また、公契約条例の施行を背景に、市内事業者の一層の積極的な活用を目指し、建設工事の施行業者の育成及び公契約履行における高い品質確保を図るため、平成 29 年度から前年度優良建設工事に係る優良建設業者及び優秀技術者を表彰しています。

2 令和 4 年度における入札制度の見直しについて

(1) 趣 旨

近年、本市が発注する工事のうち、管工事、水道施設工事及び解体工事で、低価格による入札が多発しています。低価格による入札は、工事の遅れや下請業者へのしわ寄せ等が懸念され、国からも、低価格による入札への対策強化が求められています。

このため、低入札価格調査制度、総合評価方式及び最低制限価格を一体的に見直すことにより、ダンピング対策の強化を図ることとしました。

(2) 総合評価方式の対象金額の見直し

総合評価方式は、入札価格だけでなく、技術力の高い業者を総合的に評価し選定することができ、特に土木一式工事及び建築一式工事において、品質の高い工事が期待できるものです。しかしながら、土木一式工事及び建築一式工事を除く「その他工事」では、規模が小さいものほど、特別な技術力は不要で、低廉な価格でも問題なく完成できることが多く、また、「その他工事」において、低価格による入札が多発している状況でした。そこで、「その他工事」における総合評価方式の対象金額を、特定建設業許可が必要な 4,000 万円以上に引き上げました。

区分	令和 3 年度	令和 4 年度
土木一式工事 建築一式工事	原則 2,000 万円以上	原則 2,000 万円以上
その他工事	原則 <u>2,000 万円</u> 以上	原則 <u>4,000 万円</u> 以上

(3) 最低制限価格制度の対象金額の見直し

低入札価格調査制度の対象金額を引き上げるためには、従来の最低制限価格の対象金額である500万円以上2,000万円未満を引き上げる必要があるため、最低制限価格制度の上限額を4,000万円未満に引き上げました。

一方、国では、令和6年度までに、予定価格130万円以上のすべての工事に最低制限価格制度または低入札価格調査制度を適用することを目標としており、本市では今回の見直しに合わせて、最低制限価格制度の下限額の見直しも行いました。なお、工事にかかる業務委託についても見直しを行いました。

区分	令和3年度	令和4年度
工 事	500万円以上 2,000万円未満	250万円以上 4,000万円未満
業 務 委 託	500万円以上	250万円以上

(4) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度における算定基準の見直し

令和4年2月24日付けで国土交通省から、同省の発注工事における低入札価格調査制度の一般管理費の計算式を改定する旨の通達がありました。また、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（公契連モデル）」についても見直しがなされ、地方公共団体はこれらを参考に、調査基準価格や最低制限価格の算定水準を見直すよう要請されました。

そこで、本市においても、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度における算定基準を次のとおり見直し、さらなるダンピング対策の強化を図ることとしました。

令和3年度	令和4年度
一般管理費×55%	一般管理費×68%

※ その他の計算式及び失格判断基準の計算式については変更なし

<参考／改定後の低入札価格調査基準及び最低制限価格の算出方法>

土木一式、とび・土工・コンクリート（解体工事除く）、塗装、舗装、造園、鋼構造、しゅんせつ、さく井、水道施設	建築一式、営繕工事の「電気・電気通信」、管、とび・土工・コンクリート（解体工事）	営繕工事以外の「電気・電気通信」、機械器具設置
① 直接工事費×97% ② 共通仮設費×90% ③ 現場管理費×90% ④ 一般管理費×68% ①から④の合計額×1.1	① 直接工事費×9/10×97% ② 共通仮設費×90% ③ (直接工事費×1/10+現場管理費)×90% ④ 一般管理費×68% ①から④の合計額×1.1	① 機器費 ×90.7% ② 直接工事費×97% ③ 共通仮設費×90% ④ 現場管理費×90% ⑤ 一般管理費×68% ①から⑤の合計額×1.1

※ ただし、予定価格の7.5/10~9.2/10の範囲内

3 請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について

(1) 趣 旨

建設業においては、雇用・医療・年金に係る法定福利費を適正に負担しない業者が存在し、若年入職者減少の一因となっているほか、適正に法定福利費を負担する業者が競争上不利になるなどの課題が生じています。

こうしたなか、総務省及び国土交通省から、令和3年12月1日付け「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」の文書により、各自治体に対し、「請負代金内訳書における法定福利費の明示」、「公共工事発注者による法定福利費の確認」及び「比較による確認の結果一定以上の乖離がある場合の対応」に努めるよう要請がありました。

については、本市においても、技能労働者の処遇向上、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保及び法定福利費を適正に負担する企業による公正で健全な競争環境の構築を図るため、法定福利費の適切な支払いのための取組を行うこととしました。

(2) 対象工事

少額随意契約を除く建設工事

(3) 実施方法

① 請負代金内訳書における法定福利費の明示

業者から、契約締結後10日以内に「工程表」を提出いただいておりますが、あわせて法定福利費を明示した「請負代金内訳書」を提出してもらいます。

なお、入札時に法定福利費を明示した工事費内訳書を提出した場合は、「請負代金内訳書」の提出に代えることができますものとします。また、入札時に法定福利費を明示していない工事費内訳書を提出した場合でも、その工事費内訳書に法定福利費を追記すれば、「請負代金内訳書」として取り扱うことができることとします。

② 公共工事発注者による法定福利費の確認及び比較による確認の結果一定以上の乖離がある場合の対応

- ・ 算出根拠を契約管財課職員が受注者に確認し、法定福利費の修正を行う。
- ・ 受注者が法定福利費の修正に応じない場合は、建設業許可部局へ通知する。

4 令和4年度「優良建設工事表彰式」の実施について

(1) 日 時

令和4年6月29日（水）13:30～14:00

(2) 場 所

大垣市役所8階・大会議室

(3) 被表彰者（令和3年度優良建設工事に係る優良建設業者及び優秀技術者）

① 土木・建築工事部門

No.	優良建設工事	優良建設業者	優秀技術者 (敬称略)
1	新庁舎外構整備（土木） 工事	岐建(株)	監理技術者 土 屋 博 政
2	道路改良工事	岐建(株)	監理技術者 萬 屋 康 夫
3	（補）丸の内公園整備 （土木）工事	岐建(株)	監理技術者 森 雅 廣
4	（補）橋梁耐震補強・ 補修（源氏大橋）工事	TSUCHIYA(株)	監理技術者 越 智 利 広
5	（補）小野小学校 屋内 運動場改築（建築主体） 工事	(株)宇佐美組	監理技術者 樋 渡 一 平

② その他の工事部門

No.	優良建設工事	優良建設業者	優秀技術者 (敬称略)
1	北部水源地改良（機械 設備その1）工事	イビデンエンジニアリング(株)	監理技術者 杉 山 諒
2	新庁舎外構整備（造園） 工事	イビデングリーンテック(株)	主任技術者 林 智 也
3	学習館 空調設備改修 第Ⅱ期（空調）工事	久富電設(株)	監理技術者 大 橋 道 宏

優良建設工事表彰制度の概要

1 表彰の種類

表彰は、次の工事区分に応じて、当該表彰部門ごとに行います。

表彰部門	工事区分
土木・建築工事部門	土木一式工事、建築一式工事、舗装工事
その他の工事部門	電気工事、管工事、水道工事、その他の工事

2 表彰の対象

(1) 優良建設業者

優良建設業者は、優良建設工事を完成させた施工者（建設共同企業体の場合、その構成員のうち市内建設業者に限る。）とします。

(2) 優秀技術者

優秀技術者は、優良建設工事の着工から完成までの全期間を担当した優良建設業者の主任技術者または監理技術者で、表彰の日まで優良建設業者と継続して雇用の関係にある者とします。

<参考：優良建設工事>

優良建設工事は、市内に本店もしくは支店を置く建設業者（市内建設業者）、または、市内建設業者を構成員とする建設共同企業体が施工し、表彰を行う年度の前年度（表彰対象年度）に完成した建設工事のうち、次のいずれにも該当するものとします。

- ① 契約金額が500万円以上の建設工事（単に機能を維持するための工事、解体、浚渫、点検等の工事を除く。）
- ② 大垣市建設工事成績評定要綱（平成18年告示第169号）に基づく評定点が80点以上のもので、各表彰部門の上位5位以内の順位にあるもの

3 失格事項

(1) 優良建設業者

次のいずれかに該当する者（建設共同企業体の場合は構成員）は、優良建設業者の表彰の対象から除外します。

- ① 建設工事の完成実績が、表彰対象年度で1件の者。ただし、表彰対象年度の前年度に1件以上の工事完成実績がある者を除く
- ② 表彰対象年度及びその前年度において、評定点が65点未満の建設工事を施行した者
- ③ 表彰対象年度の前年度の初日から表彰日までの間に、大垣市入札参加資格停止等の措置要領（平成11年4月1日制定）に基づく入札参加資格停止の措置を受けた者
- ④ 表彰対象年度の前年度の初日から表彰日までの間に、大垣市が行う契約及び交付する補助金等から暴力団排除に関する措置要綱（平成23年1月4日制定）に基づく暴力団排除措置を受けた者
- ⑤ 倒産や廃業等をした者

(2) 優秀技術者

優良建設工事の着工の日から表彰の日までの間に、社会通念上信用を失墜する行為を行ったことが明らかとなった者は、優秀技術者の表彰の対象から除外します。

4 審査、決定、表彰及び公表

(1) 審査及び決定

優良建設工事を選考し、表彰の対象者を選定するため、「大垣市優良建設工事審査委員会（委員長：副市長、委員：総務部長、建設部長、水道部長、都市計画部長）」を設置しました。

また、市長は、優良建設工事審査委員会における審査結果に基づき、優良建設工事を決定し、優良建設業者及び優秀技術者について、表彰の可否を決定しました。

(2) 表彰及び公表

表彰は、表彰状を授与（建設共同企業体は、各構成員に表彰状を授与）して行うこととし、表彰の結果は、市ホームページに掲載します。

5 受賞の効力

(1) 総合評価方式競争入札への反映

大垣市建設工事総合評価方式競争入札要綱（平成19年11月29日制定）に基づき、平成20年度から、価格だけでなく、建設業者の施工能力等の技術力に関する評価を行い、これらを総合的に考慮し落札者を決定する総合評価方式競争入札を実施しています。この総合評価方式競争入札における評価項目に、表彰実績を位置付けます。

(2) 主観的事項審査への反映

大垣市競争入札資格審査（建設工事）に係る主観的事項審査要領（平成24年1月1日制定）に基づき、平成24年度から、入札参加資格者の適正性及び透明性を確保するため、市内の本・支店業者を対象として、各業者の主観的事項審査（主観点数）を導入し、経営事項審査総合評点値（客観点数）に加え、主観的事項審査（主観点数）の合計（総合点数）により、入札参加資格者の順位付けを行っています。この主観的事項審査（主観点数）の評価項目に、表彰実績を位置付けます。